

令和元年度 第 1 回尼崎市環境審議会 議事概要

日時 : 令和元年 7 月 1 日 (月) 午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

場所 : 市役所本庁北館 4 階 4-1 会議室

出席委員 : 15 人

傍聴者 : なし

○開会

- ・ 定足数の確認
- ・ 委員紹介
- ・ 資料確認
- ・ 市長挨拶
- ・ 事務局紹介

○諮問

事務局 :

まず、議事に入る前に尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画及び尼崎市一般廃棄物処理基本計画の策定について諮問をさせていただきたいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

市長 :

尼崎市環境審議会会長 東海 明宏様

尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画の策定について(第 11 次諮問)、貴審議会に諮問いたします。

諮問文全文の読み上げ

どうぞよろしくお願いいたします。

会長 :

当審議会として諮問をお受けいたします。

市長 :

続いて、尼崎市一般廃棄物処理基本計画の策定について(第 12 次諮問)、貴審議会に諮問いたします。

諮問文全文の読み上げ

どうぞよろしくお願いいたします。

会長：

当審議会として諮問をお受けいたします。

事務局：

諮問をお受けいただき、ありがとうございます。委員の皆様もどうぞよろしくお願いいたします。

まことに勝手ではございますが、市長は、公務の都合により、これを持ちまして退出させていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

市長退席

事務局：

ただいまお手元に諮問文の写しを配布させていただいております。

それでは引き続き議事に戻らせていただきます。東海会長、よろしくお願いいたします。

○議事

議題 1 尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画の策定について

会長：

それでは審議に入りたいと思います。まずは議題 1 の尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画の策定について、説明をお願いいたします。

事務局：

資料 1 について説明

会長：

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、現在までの取組や新たな計画を策定するにあたっての方向性等につきまして、何かご質問、ご助言等ございますでしょうか。

委員：

PFI 導入可能性調査とはどういうものでしょうか。

事務局：

本市の現在稼働しておりますクリーンセンターは公設公営方式と言う、市で施設を建設し、市の職員で運転する方式で運営をしておりますが、近年国内で整備されるごみ処理施設はPFIという民間活力や民間の資金を活用して施設を建設、運営までしていただく方式が主流となってきました。従いまして、新ごみ処理施設の建設や運営について、そのような事業方式の導入可能性を調査するために、見積もりの徴収、メーカーの参入意向調査等を行い、最終的にどの方式を選択していくかという調査を実施するものです。

委員：

ありがとうございました。

会長：

その他、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

概ね基本的な考え方等に関しましては、全体を細かく網羅されていると思います。時間の制限もございますので、次の議題に移りたいと思います。

議題 2 尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画策定部会の設置について

会長：

続きまして、議題 2 の尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画策定部会の設置について、事務局からご説明をお願いします。

事務局：

先ほど、資料 1 でご説明させていただきましたが、議題 1 の尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画の策定につきましては部会を設置し、詳細な部分を審議していきたいと考えております。

ごみ処理施設の計画につきましては、専門的見地からごみ処理方式や環境保全目標値等に関する検討を進められればと考えております。

会長：

ありがとうございました。

それでは審議案件の詳細につきましては部会を設置して検討していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員：

異議なし。

会長：

ご了解いただきましたので、それでは尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画策定部会を設置して、詳しく検討していくということにしたいと思います。

専門分野等を考慮して、これから部会委員を指名させていただきたいと思います。

部会の委員には、赤澤委員、上田委員、尾崎委員、大原委員、大下委員をお願いいたします。本日欠席されております臨時委員の大下委員には、事前に本件について承諾をいただいております。

なお、部会長につきましては、尼崎市の総合計画の基本構想の策定に携わっており、尼崎市のまちづくりの方向性について把握されている赤澤副会長をお願いしたいと思います。お忙しいと存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

部会で検討していくにあたりまして、ご質問、ご意見等がございましたら、どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。

各委員：

意見なし

会長：

ありがとうございました。特にご意見がないということです。部会委員の皆さまにはいろいろとご協力をいただくことになりますが、よろしくお願いいたします。

議題３ 尼崎市一般廃棄物処理基本計画の策定について

会長：

続いて、議題３の尼崎市一般廃棄物処理基本計画の策定について、説明をお願いいたします。

事務局：

資料２について説明

会長：

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、現在の計画での取組や新たな計画を策定するにあたっての方向性等につきまして、ご質問、ご助言等はございますでしょうか。

委員：

資料２の４ページで、一般廃棄物処理基本計画の基本理念及び基本方針として、「市民、事業者との協力体制の確立」を挙げていますが、まだ色々な課題があり、さらなるごみ減量

化等が必要であるとしています。こういった課題と、先ほどの新ごみ処理施設整備基本計画との関連性が感じられないと思います。

例えば、豊中市伊丹市クリーンランドでは、新しく作られたごみ焼却施設を啓発施設としてはっきりと打ち出しており、ごみを減らすための啓発施設にしていくという考え方を持っています。尼崎市の新ごみ処理施設整備基本計画では非常にオーソドックスな考え方、つまり安全安心、災害廃棄物対策、経済性等が挙げられていますが、減量化に対する啓発施設という言葉が入っていません。これから検討されるかもしれませんが、この計画ではごみ焼却施設はただ入ってくるごみを効率的に燃やせば良いと感じられます。一般廃棄物処理基本計画においてさらなるごみ減量化を必要としているのであれば、プラスチックごみや海洋プラスチックごみ、食品ロスの問題等、市民の方々が日常生活で得られない情報もあるという状況を踏まえて、新ごみ処理施設整備基本計画の中でごみ減量化の啓発施設とするという方向性を持ったほうが良いのではないのでしょうか。

最近の例では今治市さんが災害時の避難場所としての付加価値を持った施設にすることによって、市民のごみ焼却施設に対する関心を高めて、日頃から施設を活用してもらうようなことも考えられています。立地等との兼ね合いもあるかもしれませんが、このような付加価値や啓発施設としての位置づけをしっかりと行ってはどうかと思います。

もう1つは、再開発によって人口が増加している状況の中で、尼崎市では他部署でも市のイメージアップを図るような取組をされていると思います。例えば宝塚市にできる新しいごみ処理施設では宝塚市らしさをどのように持たせるかについて、時間をかけて検討してきました。尼崎市でも他部署での取組と合わせて新しい市民に定住してもらうために、尼崎市の良さを知ってもらえるごみ焼却施設として計画を策定してはどうでしょうか。スペースや経済性等、色々な制約条件はあるかもしれませんが、ただごみを受け入れて効率的に燃やすだけとするのではなく、尼崎市のイメージアップにつながるようなものにしていく必要があると思います。そして、それは計画の中で言葉として打ち出さなければならないのではないかと思います。

会長：

ありがとうございます。今のご意見に対していかがでしょうか。

事務局：

現在の施設でも見学コースを設置しており、市内の小学4年生全員が毎年見学に来ているため、見学コースや啓発施設というのは必要だと考えていますので、今後庁内でどのような啓発施設が必要か検討していきたいと考えております。ただ燃やすだけの施設ということは考えておりません。

委員：

啓発施設としては、例えば豊中市伊丹市クリーンランドでは、見学者がごみになって燃やされること等を体験できるような施設が整備されています。このような独特のものである必要があるかどうかは別にして、計画の中で最初から啓発施設として位置づけておかないと、普通の見学コースしかできないのではないかと思います。プラスチックごみや食品ロス等、新しいごみ問題も出てきている中で、普通の見学コースでは市民になかなか興味を持ってもらえないのではないのでしょうか。また、単にお金をかければ良いというわけではなく、なるべくお金をかけずに市民に啓発していくということ等をはっきり打ち出していく必要もあると思います。他にも京都府の城南衛生管理組合の新焼却施設クリーンパーク折居でも、技術関係の人だけでなく、市民が見てわかる啓発施設にすることを打ち出しています。人口が増えている尼崎市において、市民にごみについて関心を持ってもらうために、例えば専門用語をできるだけ使わない等、一般の方が見てわかるような啓発施設にすることを計画の中にはっきりと書き込んでいく必要があると思います。

会長：

貴重なご意見だと思えます。ぜひご検討をお願いいたします。

事務局：

両計画で連携してまとめていきたいと思います。

委員：

資料 2 の 10 ページに、第 2 工場 1 施設体制で焼却処理を行うためには現在の実績からすると焼却対象ごみ量を約 7,900 トン削減していかなければならないとありますが、この 7,900 トンを削減するための見通しや、もし削減できなかったらどうなるのか、7,900 トンという数字は本当に達成可能な数字なのかについて、どのように考えていますでしょうか。

事務局：

7,900 トンは削減できると考えております。策定する計画における施策の積み上げにより、まずは令和 7 年度までに焼却対象ごみ量を 12 万 9 千トンまで減量し、さらにその先の取組も含めて検討していきたいと考えています。

委員：

削減可能ということですが、削減に向けた具体的なイメージはあるのでしょうか。

事務局：

具体的には、家庭系ごみには燃やすごみの中にまだ資源化可能な紙が含まれており、事務

所等から排出される事業系ごみについても、資源化可能な印刷物等が含まれ、焼却処理されている状況です。さらに、食品リサイクルの推進、その他剪定枝の分別等、資源化できるものを積み上げることで、12万9千トンまで減らすということを考えています。

委員：

先ほど資料2の9ページで、平成30年度は9月の台風による災害でごみ量が増えたとありましたが、災害廃棄物の量が1,200トンから2,000トン程度と量のはっきりわからないとのことでしたが、家庭系ごみと事業系ごみのごみ量についてもそれぞれの程度発生したかは、わからない状況でしょうか。

事務局：

家庭系ごみについては市で災害により発生したごみの無料回収を予約制で行っていたため、ある程度はわかります。さらに、9月にごみ量が例年と比較して大幅に増加しているため、その増分が災害廃棄物であると考えています。一方事業系ごみについては、経済変動の影響や大型ショッピングセンターの開業等、事業展開の影響を受けるため、家庭系と同じように把握することは難しいと捉えています。

委員：

災害廃棄物が増加した場合の対応の考え方について伺いたいのですが。

事務局：

災害時に発生する災害廃棄物については、全国的な対応が必要になりますが、平成30年度に発生した台風等による災害廃棄物の発生量程度であれば、現状の施設で対応可能であるという状況です。

今後整備していくごみ処理施設については、国からも、広域的な災害廃棄物処理の協力も含めて、一定の災害廃棄物を処理するために余力を持った処理能力を確保することとされていますので、一定の余力を持たせた処理能力を検討してまいります。

委員：

丁寧にご回答いただき、ありがとうございます。最後に現行の一般廃棄物処理委本計画では、中核市との協定、兵庫県内の市町村との協力関係、協定等について記載がありますが、施設については、中核市や兵庫県の中での要望ではなく、国等から一定の災害廃棄物処理が可能な余力を持った処理能力を確保するよう指導があるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：

そのとおりです。施設の処理能力については、災害時にも対応できる能力にすべきとされ

ています。

委員：

よくわかりました。ありがとうございました。

会長：

その他ご意見、ご助言等ございませんでしょうか。

委員：

前提条件について教えてください。両計画に関わると思いますが、新ごみ処理施設の設置場所については現在の敷地になるとのことですが、広域化についても少し検討されていることや災害への対策ということを考えれば、津波や地震等についての脆弱性、施設の強靱化という意味では現在の場所から別の場所に設置した方が良いかもしれないと思いますが、この点についてはどのくらい検討されているのでしょうか。

もう1つは下水等の汚泥について、尼崎市では下水汚泥は流域で広域処理をしていると思うのですが、し尿についてはいかがでしょうか。ごみ処理施設で受け入れるのか、下水の施設で受け入れるのかで施設は変わってくると思いますが、下水側との連携については、どのような前提で検討をすればよろしいのでしょうか。

事務局：

まず広域化については、最大のメリットは施設を減らすことでの経済性かと思います。広域化のパターンとしては、一般的には小さな施設、例えば50トン/日の施設4つを集約して200トン/日を作るとか、近隣では西宮市と芦屋市で検討されているように、300トン/日と100トン/日をあわせて400トン/日の施設を整備する等の形が一般的かと思います。現状、本市が計画しております500トン/日の場合はすでに施設規模が大きいということもあり、他都市と集約するという規模ではないかと思います。また、仮に尼崎市で500トン/日、近隣の小さな施設100トン/日を合わせて600トン/日とするのは可能性があるかとは思いますが、現状尼崎市に隣接する市ではそのように一緒に広域化できる自治体は見当たらないので、今回につきましては本市単独で行っていくことと決定しています。

次に強靱化についてですが、施設の強靱化は交付金を受けるためには必要となっています。現在稼働中の第1工場と第2工場については、埋立地上に立地しており、30m程度の杭を相当数打つという地盤対策をしており、新たな施設においても同様の対策を講じることになると考えています。また、これに加えてプラットフォームや電気室を2階に設置することで更なる対策を講じる予定としています。

敷地の場所については、現在の第1工場がある地域は兵庫県の津波防災インフラ整備計画で重点整備地区に指定されており、津波対策の護岸工事が進んでいます。そのため、令和4

年度には基本的に当該地域は浸水しない状況になるという想定も出ております。また、新たな用地に施設を建設する場合、用地の取得に費用が必要なことや解体されないままの施設が増えてしまうなど、経済的な観点からも現在稼働中の第 1 工場が使用期間を終えた後は速やかに解体し、その敷地を利用することを考えております。

最後にし尿についてですが、現状のし尿処理施設は当初海洋投棄の施設としまして昭和 47 年に設置された施設を平成 21 年に改造し、専用圧送配管で東部浄化センターに希釈圧送する施設としており、下水側とも一定の連携が取れていると考えております。

会長：

ありがとうございました。その他ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

委員：

現行計画の状況がグラフ等に表されており、家庭系ごみの減量については、分別が大きな要因となったとのことですが、これまでの取組に対する評価の表し方が非常にわかりにくいのです。これまでの取組をどのように評価し、どのように結果につながったのかということを据えて次の計画を策定する必要があると思います。これまでの取組に対する評価をどのように捉えて次の計画を進めていくのが明確になっていないので、事業系ごみについても結果が出ていないのではないかと思います。取組の成果をしっかりと分析し、反映させなければ、次の計画は難しいのではないかと思います。どのように考えていますでしょうか。

事務局：

現行計画も施策に対する効果のある程度積み上げて目標設定を行っており、今回の計画についても 1 年かけてこれから課題設定等を行っていく予定です。ただ、ごみについては市民の協力と行政の努力が合致して初めて減量につながる、資源化が進むという施策であり、特に啓発の施策についてはごみ減量に対しどの程度効果があったかを評価することは難しい面もありますが、これまでの取組に対する評価を検証し、次の計画に活かしていきたいと考えております。

委員：

啓発の成果を分析するのは難しいということは承知しております。現行計画では、燃やすごみの回収日を週 3 回から 2 回に減らし、家庭系ごみの分別が促進されたから減量につながったという結果に表れたと思いますが、次の計画では回収日を減らすという施策はなかなか望めないで、次の計画の中で大きな成果を生み出す取組を見つけていかないと、焼却施設の管理についてもごみ減量についても話は進まないかと危惧しておりますので、しっかりと分析し、評価することによって次の計画に反映してもらいたいと思います。

会長：

ありがとうございました。貴重なご意見だと思いますので、是非とも事務局で検討していただきたいと思います。

他にご意見等ございませんでしょうか。

委員：

プラスチックごみの話について資料 2 の冒頭に書いてありましたが、他都市では条例でレジ袋を有料化する等して、ごみを出さないようにする取組を行っていますが、尼崎市ではプラスチックごみを出さないようにする等の取組は今後何か行う予定はあるのでしょうか。

事務局：

現在もいくつかのスーパー等と協定を結び、レジ袋の有料化やマイバッグを持参した方へのエコポイント付与等の取組を行っております。国においてはレジ袋有料化の取組等により、プラスチックごみを減らしていくという方針を示しているので、これらの動向を注視し、取組を進めていきたいと思います。委員のおっしゃるとおり、大量消費・大量リサイクルの時代ではなくなり、いかにごみを出さないようにするかということを市民や事業者等に啓発し、理解していただくかということが今後重要になるのではないかと考えていますので、それらも考えながら計画を策定していきたいと思っています。

会長：

ありがとうございました。その他ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

複数の委員が指摘されていますとおり、新ごみ処理施設整備基本計画の内容と一般廃棄物処理基本計画の内容の整合や、両計画の関係性等を考えると、理念等については両計画できちんと整理された形でまとめられていた方が分かりやすいかなと感じました。尼崎市らしさという点では、昨年度の温暖化計画の中でもかなり強く委員の方々から指摘されていたことですので、是非ご留意いただければと思います。

また、細かいことですが、これまで 2 つの施設でごみ処理を行ってきましたが、これから 1 つの施設になるということで代替施設がなくなります。何らかの緊急時においては近隣自治体と協力関係を維持する等、これまでと同じレベルのサービスが今後も提供できること等についても考察の中にあったら良いかなと思います。

事務局：

令和 7 年に施設が 1 つになることに伴うリスク管理については、昨年、尼崎市、西宮市、芦屋市の近隣 3 市で協定を締結し、施設のトラブル等不測の事態が生じた場合には互いに協力するという体制を構築している状態です。

また、啓発施設等についての意見もいただいておりますが、両計画は表裏一体の計画と考え

ておりますので、施設整備については焼却施設の最終的な仕様固めが令和４年頃となり、それまでに策定されている一般廃棄物処理基本計画の内容を盛り込んで対応していこうと考えております。

会長：

わかりました。その他ご意見はございませんでしょうか。

委員：

市民としてお聞きしており、２つの工場を１つにするのは大丈夫なのかと思うところはあるのですが、尼崎市もついに決心したのだなと思いました。

私は市民レベルで学校での啓発活動等を行っているのですが、今年の４月から「環境モデル都市探検事業」が予算カットによりなくなったため、それまで実施していた小学４年生のクリーンセンター等の見学ができなくなりました。各小学校の先生とお話しても、子どもたちにとって見学する必要があるという声はありますが、これから学習内容が増えること等もあり、予算がなければ実施が難しいという意見が多い状態です。先ほどの意見のように、本当に特徴のある施設になれば、何とか見学を実施したいと思いますし、市民への啓発効果も高まると思うので、お金を出してでも見学したいと思えるような施設になっていくことを期待しています。

会長：

ありがとうございます。是非今のご意見もご検討いただければと思います。

他にご意見はございますでしょうか。

委員：

２つの施設が１つになるということは、それだけ聞くとサービスの低下やリスクの増大につながるという受け取り方をされかねないと思います。一方で、２つの施設を１つにすることで運営コストは若干下がると考えられるので、その浮いたコスト分で他都市にはないような取組や小学生への教育を行う等、環境負荷の面でもコストの面でもメリットがあるということを積極的に市民に伝えることが大切ではないかと思います。

会長：

ありがとうございます。是非ご検討いただければと思います。

他にご意見がないようであれば、次の議題に移りたいと思います。

議題４ 尼崎市一般廃棄物処理基本計画策定部会の設置について

会長：

続きまして、議題 4 尼崎市一般廃棄物処理基本計画策定部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

先ほど資料 2 で説明させていただきましたとおり、議題 3 の尼崎市一般廃棄物処理基本計画の策定につきましても、部会を設置して詳細な部分を審議していただきたいと考えております。

市民、事業者の皆様にもご協力いただきながら計画の内容についての検討を進めたいと考えています。

会長：

ありがとうございました。今回の諮問案件についても部会を設置し、検討していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員：

異議なし。

会長：

ありがとうございました。それでは尼崎市一般廃棄物処理基本計画策定部会を設置し、詳しく検討していくこととします。

これから部会委員を指名させていただきます。

尼崎市一般廃棄物処理基本計画策定部会の委員には、赤澤委員、尾崎委員、花田委員、福田委員、本荘委員、中野委員をお願いいたします。本日欠席されている部会委員の本荘委員につきましては、事前に本件について承諾をいただいております。

なお、部会長につきましては、尼崎市新ごみ処理施設整備基本計画策定部会と同様に、赤澤副会長をお願いしたいと思います。お忙しいところと思いますが、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

部会で検討していくにあたりまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

各委員：

意見なし

会長：

それでは特にご意見はないということですので、今後部会委員の皆様にはいろいろとご協力をいただくことになると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の審議を終了したいと思います。事務局から何かございますでしょうか。

事務局：

今後のスケジュールにつきまして、最後にご説明させていただきたいと思います。

今後の予定について説明

本日は多様な観点から多くのご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

本日諮問させていただきました2案件につきましては、いずれも市民生活に直結する重要な案件であります。従いまして、当審議会のご意見を踏まえて部会、あるいは庁内関係課と詳細について整理を行い、素案を作成していきたいと考えております。

先ほども説明がございましたが、審議期間が2年にわたりますが、委員の皆様におかれましては、何卒よろしくお願い申し上げます。

会長：

それでは、本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上